

2022年(令和4年)2月22日(火曜日)

市 民 12

市民版

暮らしの法律相談

☎052(979)1602

Q アスベストが原因の病気だと診断されました。以前、建設現場で現場監督をしていましたが、何か補償を受けられますか？

A 令和3年5月17日、最高裁判所は、屋内で建設作業員がアスベストにさらされたことにつき、国や建設材料メーカーが適切な対応を行わなかった責任があると判断しました。昭和50年10月1日から平成16年9月30日の間に、屋内の建設現場でアスベストにさらされて肺の病気になった方やそのご遺族は、病気に応じて国から補償を受けます(石綿吹付作業のみ対象期間に例外があります)。

ます。大工、左官、電工、サッシ工、塗装工、配管工など屋内建設作業に携わった方だけでなく、現場監督や配送業者など内装工事の建設現場に出入りしていた方も、補償の対象となりえます。また、対象となる方は、国から補償を受けられるだけでなく、建設材料のメーカーに対しても損害賠償請求が可能です。一人親方だった方も救済の対象となります。

迅速な確かな相談・解決 ●愛知県弁護士会所属
池田総合法律事務所
中区丸の内1-17-19 キリッス丸の内ビル802号

弁護士 柘植 昌也 ●愛知県弁護士会所属
弁護士法人リブレ名古屋事務所
中区丸の内3丁目6番41号 DDBビル6階

あなたの街の

コラムご紹介頂く
事務所様募集中!!



お問い合わせは 052(979)1602

今回答えて頂いた先生



名古屋市出身。2009年弁護士登録。弁護士登録直後よりアスベスト被害の救済に取り組む。労災申請、国や企業を相手取った交渉や訴訟により、被害救済にあたっている。

山下 陽平 氏
池田総合法律事務所
(愛知県弁護士会所属)